

令和4年度

# 定期監査報告書

令和5年3月

標茶町監査委員

# 令和4年度定期監査報告書

標茶町監査委員 佐々木 幹 彦  
同 熊 谷 善 行

## 第1 監査の概要

### 1 監査の実施部局及び実施期間

監査は、次の部局を対象として令和4年12月16日から令和5年1月13日の間において実施しました。

区 分	監 査 実 施 課 及 び 場 等
町 長 部 局	総務課 企画財政課 税務課 管理課 住民課 保健福祉課 農林課 観光商工課 育成牧場 水道課 建設課 出納室 特別養護老人ホーム デイサービスセンター 軽費老人ホーム ふれあい交流センター 地域包括支援センター 指定居宅介護支援事業所 子育て支援センター 子ども発達支援センター 保育園（みどり、さくら、すみれ、ひまわり、たんぽぽ）へき地保育所（沼幌、ひしのみ） 児童館 開発センター 酪農センター（磯分内、虹別） 終末処理場 町史編さん事務局
教育委員会	管理課 社会教育課 指導室 幼稚園 小学校（標茶、磯分内、虹別、中茶安別、塘路、沼幌） 中学校（標茶、虹別、中茶安別、塘路） 学校給食共同調理場 公民館（中央、磯分内、虹別、茶安別、塘路、阿歴内） 図書館 博物館
各 委 員 会	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局
企業会計部局	病院事業 上水道事業

### 2 監査の主眼並びに実施した監査手続き

監査は、令和4年4月1日から11月30日までの各部局の予算の執行、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次の事項に重点を置いて実施しました。（財務事務と行政事務とが不可分一体となっている点から、行政監査も並行して実施しました。）

- (1) 町税及び各種収納金の確保について
- (2) 旅費の執行について
- (3) 業務委託に係る契約の執行について
- (4) 物品購入に係る契約の執行について
- (5) 公共工事に係る入札・契約の執行について
- (6) 町有施設における事業の管理運営について

これらに係る監査資料を各所管課等から提出を求め、抽出により選択し関係書類に基づいて実施しました。また、監査の過程において追加資料及び関係職員への質問により内容確認も行いました。

## 第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は総体として適正に執行されているものと認められます。

なお、次の事項については、改善措置等の実施や検討を望みます。

### 1 収納状況について

- ① 町税の徴収については、コンビニでの収納が定着したことや、釧路・根室広域地方税滞納整理機構による収納など鋭意努力されていますが、総体的にみると現年度分・滞納繰越分ともに依然として滞納が多額なため更なる徴収努力を期待します。
- ② 税外収入金については、特に農業費分担金、アイヌ住宅改良資金貸付金、住宅使用料、農業用水道使用料の滞納が多額であり、住宅使用料では200万円を超える滞納者もいることから、法的手段等も視野に入れた対策を講じるなど一層の徴収努力を期待します。  
(別紙1 滞納繰越金の収納状況 参照)

### 2 組織及び運営について

- ① 一部の職員に時間外勤務が集中している課が見受けられますので、標茶町役場処務規程第32条による、課、係内の創意工夫による相互援助を望みます。  
11月末現在で時間外勤務が100時間を超える人数は114名と令和3年度の同時期に比べて32名増となっており、そのうち300時間を超える職員についても増加傾向となっていることから、職員の健康管理には十分留意されることを望む。課長等は業務内容を明確に把握して命令を発し、業務の多忙な時はできる限り一人作業にならないよう効率的に業務を消化できる体制を確保することが大切と考えます。
- ② 夏季休暇については、基本的には7月から9月の間に取得することとなっており、業務の状況によりその期間に取得することが困難な場合には翌年の1月までの間に取得することが認められています。日数については、職員は3日、会計年度任用職員は2日取得することができるとされています。今回の監査において、前述の条件に合致していないケースが見受けられました。また、条例や規則に特段の文言がないため中途採用された職員にも上限の日数が与えられることとなっていますが、そのような場合は月割りにするなど考慮する必要があると考えます。その他、職員の年次有給休暇について、付与日数の誤っているものが見られました。担当係での的確な指導確認などされるよう望みます。
- ③ 勤怠関係書類（出勤簿、年次有給休暇、時間外勤務命令簿）については、これまでも指摘しておりますが、未記入、押印漏れ、鉛筆書きが相当数見られており、第三者がその内容を確認することが困難な状況がみられることから、その内容に疑念を持たれないよう改善を強く望みます。
- ④ 『職員の資格取得の助成に関する要綱』第4条では5万円を上限として資格取得に要した経費の2分の1の額が助成されることとなっています。その支出の端数処理について要綱の内容に合致していないものが見受けられますので的確な取り扱いを望みます。

### 3 補助金・助成金の交付について

①各団体等の実績報告書を見ると、支出内容に適性を欠くと思われる団体が散見されます。今後は実績報告書をより精査のうえ交付されることを望みます。また、社会福祉協議会など、町からの補助を受けている団体がさらに他の組織等に補助金・助成金を支出しているケースが見受けられます。このような場合について、何か差しさわりがあれば別であるが、町から直接、補助金・助成金を支出することが望ましいと考えます。

### 4 未使用施設等の維持管理と活用方法について

①廃校となった阿歴内、久著呂、弥栄の旧校舎は現在未使用であり空き家状態となっています。阿歴内については将来構想があるように聞き及んでいますが、他の施設につきましてはこのまま放置しますと劣化が進み使用することが困難になると考えられます。適切な管理を施しながら、難しいことではありますが再利用の道を探ることを望みます。

### 5 その他

- ①交通指導員については、各種イベントへの参加者の安全を確保するうえで大切な役割を担っていますが、その人員確保については新規の指導員の確保が難しく現在活動されている指導員も高齢化などにより存続が心配される場所があります。指導員についてはイベントなどの交通整理で長時間の拘束時間となるが、安価な報酬によるのが実情であり、待遇改善による新規指導員の確保や、場合によっては外部委託などによる対応も研究する余地があると考えます。
- ②各種委員会の報告書類を確認すると、年1回の開催で所要時間が短時間の内容説明で終わってしまっているものが見受けられます。法律などで義務付けられているものを除き、形がい化してしまっているものも少なくないと考えられます。各種委員会のあり方について検討が必要と考えます。
- ③各スポーツ施設の利用料については、券売機やそれに伴う施設管理や人件費などの経費が相当額必要となり、利用料収入とのバランスが崩れてきているように感じます。費用対効果などの比較について検討が必要と考えます。
- ④マイナンバーカードの交付実績については、管内では下位であると新聞などで報道がされています。任意であることや個人情報漏洩の心配や、必要性が感じられないなどの声もあり、伸び悩んでいると考えられます。標茶町では、夜間窓口の開設や新規の取得者に対して商品券の贈呈や、各地域へ申請サポートに出向くなど様々な工夫がみられていますが、地方交付税の配分に影響する可能性もあることから、今後の取り組みによる交付実績に期待します。
- ⑤町立病院の経営については、年間数億円の町単独費が繰り入れされています。今後については、さらに人口が減少し、それに伴い患者の減少も予想され、将来に向けて経営はいつそう難しい局面を迎えていくことになると思われま

どの業界でも人材不足であり医師や医療従事者の確保をはじめ人口規模にあった医療体制や救急指定の是非など、町民の生命とくらしを守り経営を維持していくための様々な検討が必要と考えます。

病院会計繰り入れの状況

(単位：千円)

年度 項目	H29	H30	R 1	R 2	R 3
負担金	406,062	401,393	445,342	462,333	447,902
補助金	89,938	123,338	125,943	169,925	155,250
小 計	496,000	524,731	571,285	632,258	603,152
出資金	—	—	—	—	88,037
合 計	496,000	524,731	571,285	632,258	691,189
交付税	243,730	222,940	242,721	262,762	280,422
差 引	252,270	301,791	328,564	369,496	410,767